



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2025 年 2 月 21 日(金)

給与所得者の確定申告 所得税額 0 円でも申告する？

住宅ローン控除等で所得税額 0 円に

給与収入 1 か所のみで収入金額が 2,000 万円を超えない場合、確定申告は不要です。大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるからです。

ただし、医療費控除があるとか、ふるさと納税の寄附金控除がある（ワンストップ特例を利用していない）とかで、申告すれば税額が減る場合は、確定申告した方がお得です。では、住宅ローン控除で、所得税額が 0 円になっている場合は、医療費控除等の所得税の確定申告をした方がいいのでしょうか？

住宅ローン控除は住民税を引く

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除がある場合、条件があるものの、個人住民税を税額控除します。令和 4 年以降居住開始の住宅ローン控除の場合、所得税の課税総所得金額の 5%か 97,500 円の低い方を限度に住民税を引いてくれます。また、医療費控除等の所得控除を先に計算し、税額を計算した後に住宅ローン控除の税額控除を行うため、所得税額が 0 円の場合でも、住宅ローン控除の所得税が控除できなかった額が住民税を引く限度まで達していない場合は、医療費控除も住宅ローン控除の特例によって、住民税を引いてくれることに

なります。

住宅ローン控除で住民税を限界まで引いている場合には、医療費控除の所得税分の軽減は受けられません。ただ、所得税等の確定申告をすれば住民税の医療費控除が計算されるため、住民税が減りますから、申告した方がやはりお得です。

令和 6 年分は定額減税も

令和 6 年分源泉徴収票に関しては、定額減税が適用されており、今までは源泉徴収税額が 0 円ではなかったのに、今年は 0 円で困惑しているという方もいるのではないのでしょうか。

定額減税の場合は、確定申告時に医療費控除等を含めた税額を再度計算し、税を引けなかった分については 1 万円単位で後日給付される予定です。医療費控除等を申告することによって、1 万円単位の切り上げにかかるようであれば、後日給付される額が増加します。また、やはり住民税の軽減が受けられますから、医療費控除等が出せるのであれば確定申告した方がお得です。



課税所得額が 0 円の場合は、申告しても税の軽減はありません。